

第7期介護保険事業計画に記載の内容				H30年度(年度末実績)		
区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
①自立支援・介護予防・重度化防止	総合事業においては、従前相当サービス、通所型サービスC、一般介護予防事業に利用者が偏っており、多様なサービスが少ない状況である。そのため、住民主体のサービス立ち上げに取り組む必要がある。	住民主体の通いの場の充実に向けた取り組み	はつらつ元気サポーター養成講座 受講者数(累計)⇒44人	はつらつ元気サポーター養成講座を実施 ⇒受講者数15人 累計44人	◎	サポーターの養成は行っているものの、具体的な地域活動に繋がっている方が少ない。平成31年度は委託事業所を変更し、プログラムや講座終了後まで見据えた再構成を行う予定。
①自立支援・介護予防・重度化防止	同上	同上	①100歳体操の実施サークル数(累計)⇒11か所 ②100歳体操サークルの参加者数(実人数)⇒111人	①100歳体操サークル数⇒14か所 ②100歳体操サークル参加者数⇒181人	◎	順調にサークル数は伸びている。今後は公民館以外での実施サークルが増えるような支援と立上げガイド作成を検討している。
①自立支援・介護予防・重度化防止	独居世帯や老々世帯が増加している中、介護予防への働きかけや見守り等の支援の必要性が高くなっている。	介護予防把握事業の推進	総合相談で把握した以外の独居高齢者等の実態把握訪問	独居世帯や老々世帯、介護認定されているもののサービスを利用していない者、認知症障害自立度Ⅱa以上の者等データの把握はしているが、市全体として取り組めなかった。包括任せになってしまった面が強い。	△	同目標は「平成31年度地域包括支援センター運営方針」において重点事項としている。地域包括支援センターと具体的な取組方法を検討し、実施につなげる予定である。
①自立支援・介護予防・重度化防止	総合事業においては、従前相当サービス、通所型サービスC、一般介護予防事業に利用者が偏っており、多様なサービスが少ない状況である。そのため、住民主体のサービス立ち上げに取り組む必要がある。	介護予防・生活支援サービス事業の推進	住民主体の居場所(累計)⇒1か所	こども食堂と併せて高齢者の居場所を実施する取組が立ち上がった。場所は公民館を利用している。立上げに関しては、市の補助金活用があった。	◎	継続実施に向け、行政としてどう支援できるのか、どう支援すべきか課題である。平成31年度は、立ち上げ予定1か所と調整開始予定1か所あり。実施に繋がるよう支援をしていく予定である。
①自立支援・介護予防・重度化防止	総合事業の移行に伴い一般介護予防教室も実施しているが、2次予防教室を開催していた時と比較しても参加者数は増加していない。介護予防への取組強化が必要である。	一般介護予防事業の推進	一般介護予防教室への参加者数(実人数)⇒310人	4種類の教室を実施 ⇒参加者数322人	◎	平成31年度は参加者を増やす対策として、①通年で教室を開催する②必要に応じ送迎を可とすることとした。

第7期介護保険事業計画に記載の内容				H30年度(年度末実績)		
区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
①自立支援・介護予防・重度化防止	ケアマネジメントの面からも自立支援に取り組む必要があるが、ケアプランの適正化という面では不十分な点も多い現状である。	介護支援専門員に対する支援・指導の充実	介護支援専門員への研修⇒3回	・平成30年12月実施(認知症の方へのマネジメント)	△	介護支援専門員の力量を平準化できるような仕組みが必要である。 その1つとして、自立支援型地域ケア会議がOJTの場となり、ケアマネジメントの強化につながるよう、地域ケア会議と連動した取組が必要である。
①自立支援・介護予防・重度化防止	地域の困りごとを共通認識し、課題解決のため住民や関係機関等と協働して取り組み、多種多様なサービスや取組を創出することが求められている。	生活支援体制の充実・強化	第1層協議体の開催回数⇒3回	第1層協議体の開催回数⇒開催なし	×	第1層協議体は第2層協議体が立ち上がっていないため単独で実施していたが、現在第2層協議体は2カ所立ち上がっている(2/4カ所)。今後は第2層から上がった課題について協議していくことになるため、平成30年度は第1層と第2層の連携、役割の差別化に対し、行政・社協・包括の3者で規範的統合の研修を実施した。そのため、第1層協議体は開催しなかった。
①自立支援・介護予防・重度化防止	医療と介護の双方のサービスを必要とする高齢者が増加していくことが想定される。そのため、包括的かつ継続的に在宅での医療と介護を提供がされるシステムを構築し、高齢者を地域で支えていく必要がある。	在宅医療と介護の連携促進	・多職種連携研修⇒2回 ・住民への普及啓発⇒1回	・多職種連携研修⇒1回 ・住民への普及啓発⇒2回	◎	中部医師会に委託。アからクの8つの事業のうち、力とキについて目標値を設定している。 2月毎に開催される在宅医療推進会議を中心に市の課題を明確にし取り組んでいる。 中部医師会に委託している部分の進捗がおもわしくない。他保険者と調整が必要である。
①自立支援・介護予防・重度化防止	地域ケア会議は実施されているが、今後は特に自立支援に向けたケアマネジメントの視点が重要となる。定期的な開催につなげるとともに、運用方法の評価や見直しを図る必要がある。	地域ケア会議の充実	・自立支援型地域ケア会議での検討件数⇒48回 ・個別課題型地域ケア会議の開催回数⇒8回	・自立支援型地域ケア会議での検討件数⇒48回 ・個別課題型地域ケア会議の開催回数⇒12回	◎	自立支援型、個別課題型ともに一定数の地域会議は開催できており、目標は達成できている。今後自立支援型については、介護支援員のOJTやケアマネジメントの強化につながるよう運営方法について検討を進める予定であり「平成31年度地域包括支援センター運営方針」において重点事項としている。

第7期介護保険事業計画に記載の内容				H30年度(年度末実績)		
区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
①自立支援・ 介護予防・重 度化防止	新オレンジプランの7つ の柱に準じて、各事業の 立ち上げと強化を図る必 要がある。	認知症サポーター養成講座や 認知症キャラバンメイトの育成	認知症サポーター養成講座受講者 数⇒970人	認知症サポーター養成講座 ⇒開催数32回 ⇒受講者数581人 ⇒累計4,726人	△	平成30年度は市職員へも講座を 実施を開始。平成31年も継続予 定。講座の周知の強化と民間事 業者へのアプローチが課題であ る。
①自立支援・ 介護予防・重 度化防止	同上	認知症初期集中チームの設 置、活動の推進	認知症初期集中支援チーム対応件 数⇒8件	認知症初期集中支援チーム対 応件数 ⇒2件	×	地域包括支援センターの総合相 談で対応したケースもあり、件数 としては伸びなかった。しかし、対 応したケースに関しては、チーム 内での情報共有を始め、支援方 法の検討や訪問につなげること ができています。 かかりつけ医との連携が深まれば、 件数の増加も想定されるため、 今後は具体的な連携について 工夫、強化が必要である。
①自立支援・ 介護予防・重 度化防止	同上	認知症カフェ等の設置、活動の 推進	認知症カフェ設置数⇒6か所	認知症カフェ設置数 ⇒4か所	△	地域包括支援センター4か所は継 続して実施できたが、新規2か所 は達成できなかった。地域密着型 事業所へのアプローチを進めて いきたい。
①自立支援・ 介護予防・重 度化防止	同上	認知症高齢者等見守りおかせ り支援ネットワーク事業の充実	見守りおかせりサポーターの認定団 体数⇒41団体	見守りおかせりサポーターの 認定団体数⇒39団体	◎	目標は下回ったものの団体数は 前年度より増加している。しかし、 ネットワークとしての検証や機能 が発揮ができるような環境整備や 取組は不十分である。

第7期介護保険事業計画に記載の内容				H30年度(年度末実績)		
区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
②給付適正化	地域密着型サービスの充実を図ることにより、住み慣れた地域での在宅生活を継続することができる。	施設整備の促進	地域密着型サービスの事業所数 グループホーム:7事業所 認知症対応型通所介護:2事業所 小規模多機能型:4事業所 地域密着型通所介護:8事業所	・グループホーム1事業所 ・認知症対応型通所介護1事業所 ・共用型認知症対応型通所2事業所 ・小規模多機能型1事業所	△	グループホーム、認知症対応型通所介護、共用型認知症対応型通所介護は事業所選定できたが、小規模多機能型については公募不調であった。
②給付適正化	H30年度より居宅介護支援事業所の指定・指導権限が移譲されることなどを踏まえ、事業所の指定・指導監督業務の資質向上が求められる。	実地指導の実施	実地指導の実施 H29:12事業所(地域密着型) H30:7事業所(地域密着型) H31:7事業所(居宅介護支援) H32:6事業所(居宅介護支援) ※H29、H30は実績値、H31以降は目標値	地域密着型事業所の実地指導事業所数(H31.3月末):7事業所	◎	実地指導年間計画を作成し、計画どおり7事業所の実地指導を実施できた。 地域密着型サービス事業所の実地指導については、一通り済んだため、今後は居宅介護支援事業所を主に実施していく必要がある。
②給付適正化	要介護認定の適正化 介護認定調査員及び介護認定審査員の平準化に努める必要がある。	事務局・認定調査員との調整会議を2ヶ月に1回実施し、認定調査に関する内容等の意見交換、認定審査員からの意見等の伝達を行う。また、認定調査員の日直当番制を導入し、他調査員が入力した調査票の内容確認を行い、調査員同士の認識の平準化に努める。	事務局・認定調査員定例会議 奇数月 第4(木)15時~16時	・事務局・認定調査員定例会議 奇数月の計6回実施 ・審査会委員向け研修の実施(11/30)	◎	介護給付費等適正化事業の年間計画を作成し、計画どおり認定調査員定例会を実施できた。 介護認定審査会委員の研修については、県主催の研修のみであったが、今年度は本市に特化した研修を実施できた (・合議体別に過去の審査会結果の比較、傾向を確認。 ・審査会で発言しやすい環境造りを配慮する。(例えば進行の持ち回り制を推進する))
②給付適正化	ケアプラン点検 居宅介護支援事業者に資料提出を求め又は実地指導を行い、適正なサービスの確保に努める必要がある。	ケアプランの点検によって介護支援専門員の資質向上を支援するとともに自立支援に資する適切なケアプランやサービスの提供となるよう努める。	・実地指導、介護給付適正化システム、トリトンモニターを活用して、不適切な給付実績を抽出し、ケアプラン点検に繋げる。 ・生活援助理由書・例外給付による福祉用具貸与理由書・暫定ケアプランの提出の際、ケアプランを点検し、是正及び支援することにより、個々の必要とするサービスを確保するとともに、ケアマネのスキルアップ、質の向上を図る。	・生活援助理由書:約78件 ・例外給付福祉用具貸与理由書:約70件 ・暫定プラン:約107件 ・県ケアプラン点検支援事業(9/19、12/19) ※実地指導、介護給付適正化システム、トリトンモニターを活用して、不適切な給付実績を抽出してのケアプラン点検は実施できていない。	△	職員間の(嘱託職員)役割分担、事務分掌を明確にし、介護給付適正化システム、トリトンモニターを積極的に有効活用する必要がある。

第7期介護保険事業計画に記載の内容				H30年度(年度末実績)		
区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
②給付適正化	住宅改修等の点検 改修工事の内容確認、見積書の点検、実態調査等を行う。また、改修価格の適正化のため、割高な改修工事については聴き取り等行う必要がある。	・住宅改修の事前協議の際、提出資料にて対象者の状態像と改修内容に疑義があれば追加資料の要求や改修前後の実態調査を適宜行う。	提出資料の精査、適宜追加資料の要求、適宜実態調査、内容聴取	住宅改修事前協議: 約160件	◎	住宅改修事前申請受け取りの際に確認すべき事項や視点をまとめたマニュアルに基づいて点検できた。
②給付適正化	縦覧点検・医療情報との突合 介護給付適正化システム、トリトンモニターを活用して、介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数をチェックする必要がある。	算定期間回数制限、重複請求、居宅介護支援請求のサービス実施状況、入退所を繰り返す受給者、軽度の要介護に係る福祉用具貸与品目一覧について重点的に点検を実施する。	毎月国保連から情報提供される帳票を取込み、介護給付適正化システム、トリトンモニターを積極的に活用する。	毎月国保連から情報提供されるデータを取込み、不適切な給付実績を抽出している。	○	不適切な給付実績を抽出し、事業所への確認作業等を行っているが、実地指導の必要性の検討まで各担当職員間の連携を密にする必要がある。
②給付適正化	介護給付費通知 受給者本人及びご家族に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に向けた抑制効果をあげる。	年1回の介護認定更新時期の認定結果通知に同封して通知する。これに併せ、担当ケアマネは、必要に応じて利用者ご家族に対し、サービスの利用状況や利用者本人の状態の維持・改善状況、予後等について説明するものとし、適正な請求に向けた抑制効果や不適切な利用状況の把握といった本来目的の達成のみならず、より効果的な運用を目指す。	介護認定更新通知に同封して通知	介護認定更新通知に同封して通知	◎	過年度までは年3回通知していたが、平成29年1月より年1回の更新時期の結果通知に同封して通知している。